

# 景品表示法コンプライアンス研修会

## ～ 正しい表示を消費者へ! ～

平成26年に景品表示法の改正が行われ、広告などの表示等を行う事業者は、表示等の管理体制を整備することが義務付けられました。

また、今後、違反を行った事業者に対する課徴金制度も導入されることになっています。

この度、鹿児島県では、事業者の皆様が表示等の管理体制の整備に向けた取組を促進するため、下記のとおり景品表示法の研修会を実施しますので、この機会にぜひご参加ください。(参加については、事業者に限らせていただきます。)

### 【日程・開催会場等】

※ 申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。  
なお、参加できない場合のみ、当方から連絡いたします。

1	日 時	平成27年10月7日(水) 13:30～16:00(受付13:00～)
2	会 場	県庁2階講堂
3	定 員	200名(先着順)
4	申込締切	平成27年9月25日(金)必着

### 【内容・講師】

#### 1 景品表示法の基本的な考え方と事業者のコンプライアンス体制の整備について

(講 師) 消費者庁表示対策課職員

#### 2 事業者の取組事例について

(発表者) 株式会社 山形屋, 康正産業 株式会社,  
株式会社 九州ケースデンキ

### 【申込方法】

別紙「参加申込書」により、郵送(締切日到達分まで有効)またはFAX(締切日午後5時受信分まで有効)でお申し込みください。

当日の申込はできません。

また、電話による受付は行いませんのであらかじめご了承ください。

(申込先) 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
鹿児島県生活・文化課消費者行政推進室事業者指導係 高橋宛  
TEL 099-286-2530 FAX 099-286-5537

【主 催】 鹿児島県

【申込先】

鹿児島県 生活・文化課消費者行政推進室 事業者指導係あて

FAX : 099-286-5537

## 景品表示法コンプライアンス研修会 参加申込書

【受講者】

所属先	(ふりがな) 受講者氏名	
	事業者名	
	住 所	
	電話番号	
	業 種	

※ 参加申込者1名につき、参加申込書を1枚記入して申し込んでください。

※ 定員の関係上、参加申込は1所属につき2名以内とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ お送りいただいた個人情報は、当研修会以外の目的には使用いたしません。

【質問事項】

景品表示法関係の質問は事前にお受けしますので、質問したい事項がございましたら、以下にご記入ください。(当日は、事前に受け付けた質問以外は回答できない場合があります。)

また、既に行っている表示に関する質問や個別具体的な相談など、質問の内容によっては当日回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- ・ 駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用の上、お越しください。
- ・ 研修会当日の録音、録画、写真撮影等の行為はご遠慮願います。

※ 表示等に関する具体的なご相談がございましたら、県消費者行政推進室で随時受け付けておりますので、下記連絡先へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 鹿児島県 生活・文化課消費者行政推進室 事業者指導係 担当 高橋 TEL 099-286-2530 FAX 099-286-5537
--